

# 学校学生生徒旅客運賃割引証発行願用紙 記入の際のお願い

## ① 学割使用の条件

- 学割が使えるのは、『学校教育法第一条の幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・大学・高等専門学校、及び通信教育を行う学校で旅客鉄道会社の指定を受けた学校』に通う学生その他、JR の指定を受けた学校の学生。
- 利用区間の片道の営業キロが101キロ以上ある場合、運賃が2割引になります。(乗車券に適用)
- ただし、特急券・グリーン券・寝台券などは学生割引の対象になりません。
- 学生割引の乗車券を購入するには、学校で発行される学割証(学生・生徒旅客運賃割引証)が必要。発行された学割証を駅や旅行会社の窓口できっぷ購入時に提出してください。

## ② 使用目的の範囲

- 学割証の制度は、学生生徒の修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的としています。制度の趣旨に鑑み、原則として以下の目的をもって旅行をする必要があると認められる場合に限り、学生生徒に対して交付することができます。

- (1) 休暇、所用による帰省
- (2) 実験実習並びに通信による教育を行う学校の面接授業及び試験などの正課の教育活動
- (3) 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
- (4) 就職又は進学のための受験等
- (5) 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- (6) 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- (7) 保護者の旅行への随行

\*JR おでかけネット・日本学生支援機構より一部抜粋

## ■学割証は事務室で発行しています！

- 発行願用紙に記入し、**きっぷ購入日前に余裕をもって、担任の先生に提出**してください。ただし、事務室に直接提出する場合は身分証明書を添付してください。
- 学割証発行は、時期により時間がかかります。記入内容に不備がある場合は、発行できないこともあります。
- 原則として、一つの旅行につき一枚の学割証を発行します。